

議案第72号

新居浜市道路占用料条例及び新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市道路占用料条例及び新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市道路占用料条例及び新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例

(新居浜市道路占用料条例の一部改正)

第1条 新居浜市道路占用料条例(昭和53年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは第3項」を「又は第3項」に、「許可し、又は法第35条の規定により協議し、同意した」を「許可をした」に、「若しくは第12条第1項」を「又は第12条第1項」に、「し、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した」を「した」に、「当該許可又は当該協議」を「当該許可」に、「し、又は当該協議が成立した」を「した」に改める。

第4条第1号中「法第35条に規定する事業及び地方財政法」を「地方財政法」に改める。

第5条中「若しくは第3項」を「又は第3項」に、「し、又は法第35条の規定により協議し、同意した」を「した」に、「若しくは第12条第1項」を「又は第12

条第1項」に、「し、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した」を「した」に、「当該許可又は当該協議」を「当該許可」に、「し、又は当該協議が成立した」を「した」に改める。

附則第2項中「若しくは第3項」を「又は第3項」に、「受け又は法第35条の規定により協議が成立し」を「受け」に改める。

(新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例(平成24年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「国又は地方公共団体」を「地方公共団体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国有林野の管理経営に関する法律等の一部が改正され、国有林野事業の国営企業形態が廃止されたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。